

## 仕 様 書

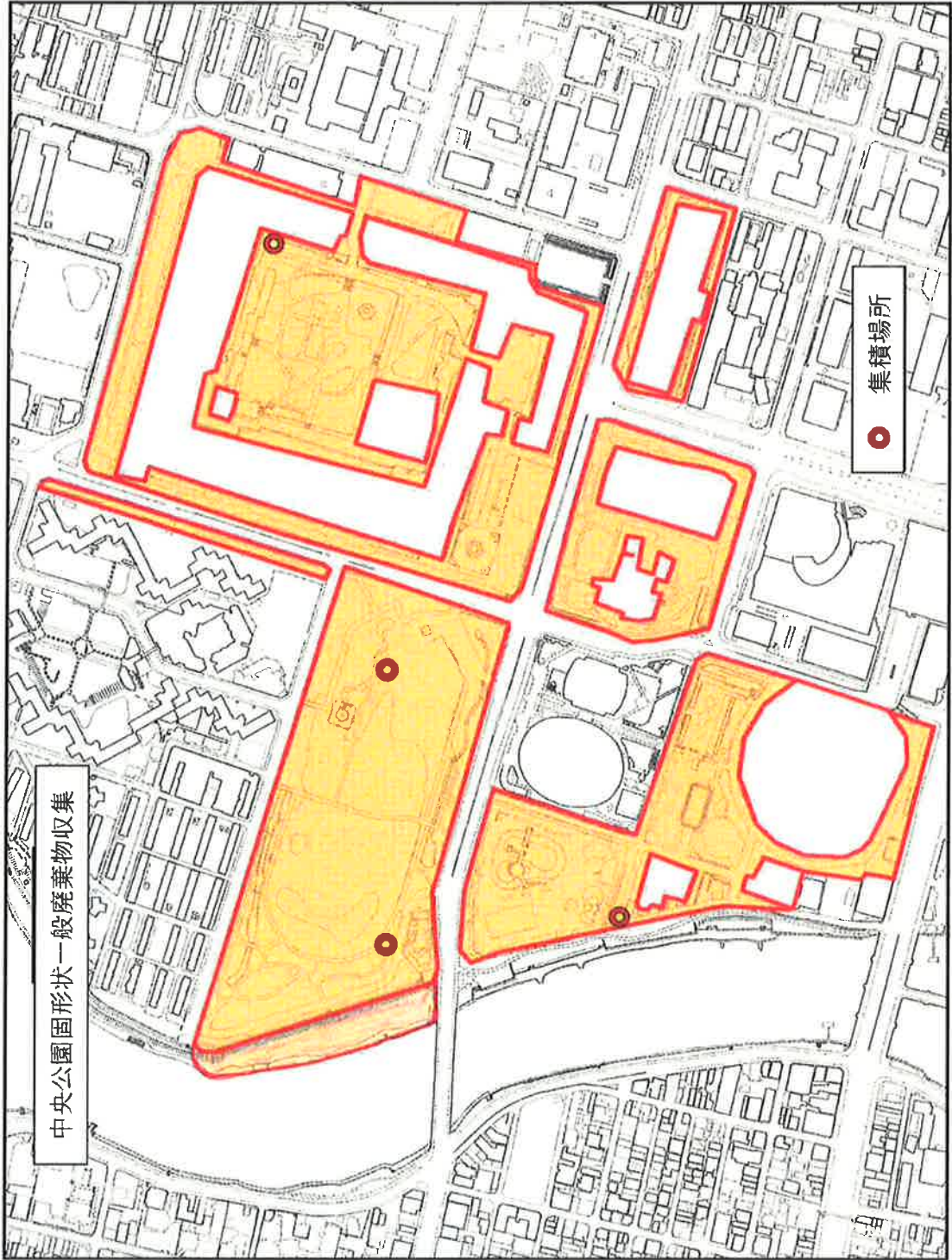
本業務は、公園緑地等維持管理標準仕様書（平成25年1月改定（平成23年1月制定）  
広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること。

中央公園固形状一般廃棄物収集業務（その2）特記仕様書

- 1 本仕様書は、中央公園固形状一般廃棄物収集業務（その2）に適用する。
- 2 施行場所は、別添図のとおりとする。
- 3 業務着手に際しては、あらかじめ本協会に対し、現場責任者及び従業員の住所・氏名等を報告するものとする。また、現場責任者及び従業員に変更があったときも同様とする。
- 4 業務内容
  - (1) 固形状一般廃棄物収集業務（その2）は、下記の事項を留意のうえ行うこと。
    - ア 公園の中の廃棄物処理は、定められた回数以上集積してある廃棄物（不法投棄を含む）を分別し、可燃物は中工場等、不燃物は破碎圧縮した後、玖谷埋立地等に搬入すること。
    - イ 運搬処理完了後は、1日ごとに廃棄物の重量を記入し、1か月にまとめて協会の係員に報告すること。
  - (2) 平成26年度の業務は、委託期間中次に掲げる日を除いて、毎日行うこと。
    - ア 日曜日（3月29日を除く）
    - イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日（5月3日～6日を除く）
    - ウ 1月2日、1月3日
  - (3) 平成27年度の業務は、委託期間中次に掲げる日を除いて、毎日行うこと。
    - ア 日曜日（4月5日、4月12日、3月27日を除く）
    - イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日（5月3日～6日を除く）
    - ウ 1月2日、2月29日
  - (4) 平成28年度の業務は、委託期間中次に掲げる日を除いて、毎日行うこと。
    - ア 日曜日（4月3日、4月10日、3月26日を除く）
    - イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日（5月3日～5日を除く）
    - ウ 1月3日
  - (5) 平成29年度の業務は、委託期間中次に掲げる日を除いて、毎日行うこと。
    - ア 日曜日（4月2日、4月9日、3月25日を除く）
    - イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日（4月29日、5月3日～5日を除く）
    - ウ 1月2日、1月3日
- 5 業務は、公園等の施設及び樹木に損傷を与えないように注意し、特に公園利用者、観光客に迷惑を及ぼさないように行うこと。
- 6 業務施行後は、所定の完了報告書に写真（月6回以上各公園の作業前、作業後を撮影）を添え、速やかに本協会まで提出し、完了検査を受けること。
- 7 受託者は、その責めに帰すべき理由により第三者に損害を与えたときには、その賠償の責を負わなければならない。
- 8 本仕様書に明記されていない事項または疑義を生じた場合は、本協会と協議のうえ決定するものとする。

※ 中央公園固形状廃棄物収集業務内訳表

年度 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成26年度	0	28	25	26	26	24	26	23	26	23	23	26	276
平成27年度	27	27	26	26	26	23	26	23	26	23	23	27	303
平成28年度	27	26	26	25	27	24	25	24	26	23	23	27	303
平成29年度	27	27	26	25	27	24	25	24	25	23	23	27	303



中央公園固形状一般廃棄物収集

集積場所